

行政評価委員会条例

平成 13 年 3 月 23 日宮城県条例第 14 号

(設置等)

第 1 条 知事の諮問に応じ、県がその行政活動について自ら行う評価(以下単に「評価」という。)に関し調査審議するため、宮城県行政評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、評価に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

一 政策評価部会 政策等の評価に関すること。

二 大規模事業評価部会 大規模な事業の評価に関すること。

三 公共事業評価部会 公共事業の評価に関すること。

2 委員会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十二人以内とし、委員長が指名する。

5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

6 第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は部会委員について、前 3 条(第 3 条第 1 項を除く。)の規定は部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第四条中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び部会委員」と読み替えるものとする。

7 所掌事項については、部会の議決をもって委員会の議決とする。

8 部会は、委員長の承認を得て、分科会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(委員等の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成13年9月30日までの間に任命された委員及び部会委員の任期は、第2条第3項(第6条第6項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

省略 -